

広島県税規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十三号

広島県税規則等の一部を改正する規則

(広島県税規則の一部改正)

第一条 広島県税規則(昭和二十九年広島県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第14号（附則第6条関係）

| |
|----------------------------|
| (略) |
| 自動車税種別割 <u>還付しない旨の</u> 通知書 |
| (略) |
| (略) |

(注) (略)
備考 (略)

改正前

様式第14号（附則第6条関係）

| |
|--------------------------|
| (略) |
| 自動車税種別割 <u>還付しない</u> 申請書 |
| (略) |
| (略) |

(注) (略)
備考 (略)

様式第38号 (第22条の2 関係)

(表) (略)

| (裏) (略) | |
|--------------------------|------------|
| 寄附金の区分 (略) | 書 類 (略) |
| 2 所得税法第78条第2項第3号に規定する寄附金 | (略) |
| 3 (略) | (略) |

様式第38号 (第22条の2 関係)

(表) (略)

| (裏) (略) | |
|---|--|
| 寄附金の区分 (略) | 書 類 (略) |
| 2 所得税法第78条第2項第3号に規定する寄附金 | (略) |
| 3 所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号)附則第55条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の18の2第1項の規定により特定寄附金とみなされる特定地域雇用等促進法人に対する寄附金 | <p>(1) <u>地域再生法(平成17年法律第24号)第13条第1項に規定する特定地域雇用等促進法人に該当することを証する書類(同項の認定地方公共団体が認定を受けた同法第8条第1項に規定する認定地域再生計画(当該特定地域雇用等促進法人に係る認定地域再生計画に限る。)の区域の記載のあるものに限る。)</u></p> <p>(2) <u>本県における過去2年以内の活動実績を証する書類及び今後2年以内の活動予定を記載した書類</u></p> |
| 4 (略) | (略) |

様式第48号の4 (第27条の2関係)

(表) (略)

(裏)

(注) 1・2 (略)

3 表面注1の□アにレ印を付した場合、広島県税条例第57条の2第1項(住宅の取得に対する不動産取得税の特例(住宅控除))の申告となります。

住宅の取得について、次の要件に該当する場合は、不動産取得税の課税標準となる住宅の価格から次の一定の額が控除され、還付すべき額があれば還付されます。要件に該当する場合は、そのことを証する書類を添付してください。

(1) (略)

ア (略)

イ 長期優良住宅(床面積が50㎡(戸建以外の貸家住宅にあっては40㎡)以上240㎡以下)の新築 1,300万円(平成21年6月4日から令和4年3月31日までの取得に限る。)

(2) 個人が次のいずれの要件にも該当する耐震基準適合既存住宅(地方税法第73条の14第3項に規定する住宅をいう。)を取得した場合は、住宅が新築された時において施行されていた地方税法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額が住宅の価格から控除されます。

アーウ (略)

4 表面注1の□イにレ印を付した場合、広島県税条例第64条(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)の申告及び第67条(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の還付)の申請となります。

住宅用土地の取得については、次の要件に該当する場合は、不動産取得税が減額され、還付すべき額があれば還付されます。要件に該当する場合は、そのことを証する書類を添付してください。

(1) (略)

ア 土地を取得した日から2年(令和4年3月31日までの土地の取得については3年。ただし、一定の要件に該当する場合は4年)以内にその土地の上に特例適用住宅が新築され

様式第48号の4 (第27条の2関係)

(表) (略)

(裏)

(注) 1・2 (略)

3 表面注1の□アにレ印を付した場合、広島県税条例第57条の2第1項(住宅の取得に対する不動産取得税の特例(住宅控除))の申告となります。

なお、住宅の取得について、次の要件に該当する場合は、不動産取得税の課税標準となる住宅の価格から次の一定の額が控除され、還付すべき額があれば還付されます。

(1) (略)

ア (略)

イ 長期優良住宅(床面積が50㎡(戸建以外の貸家住宅にあっては40㎡)以上240㎡以下)の新築 1,300万円(平成21年6月4日から平成32年3月31日までの取得に限る。)

(2) 個人が次のいずれにも該当する耐震基準適合既存住宅(地方税法第73条の14第3項に規定する住宅をいう。)を取得した場合は、住宅が新築された時において施行されていた地方税法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額が住宅の価格から控除されます。

アーウ (略)

4 表面注1の□イにレ印を付した場合、広島県税条例第64条(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)の申告及び第67条(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の還付)の申請となります。

なお、住宅用土地の取得については、次の要件に該当する場合は、不動産取得税が減額され、還付すべき額があれば還付されます。

(1) (略)

ア 土地を取得した日から2年(平成32年3月31日までの土地の取得については3年。ただし、一定の要件に該当する場合は4年)以内にその土地の上に特例適用住宅が新築され

た場合（土地の取得者がその土地を新築の時まで引き続き所有している場合又は土地の取得者からその土地を最初に譲り受けた者により新築された場合に限る。）

イ・ウ （略）

(2)―(4) （略）

5 （略）

(1) 家屋を新築した場合は、その家屋について最初に使用又は譲渡が行われた日をもって家屋の取得とみなし、その家屋の所有者又は譲受人が取得者となります。ただし、家屋が新築されてから6月を経過してもなおその家屋について使用又は譲渡が行われないときは、その6月を経過した日をもって家屋の取得とみなし、その家屋の所有者が取得者となります。

（ただし、令和4年3月31日までに住宅が新築された場合は、一定の条件を満たす場合には6月が1年になります。）

(2)―(5) （略）

6―10 （略）

付表 （略）

れた場合（土地の取得者がその土地を新築の時まで引き続き所有している場合又は土地の取得者からその土地を最初に譲り受けた者により新築された場合に限る。）

イ・ウ （略）

(2)―(4) （略）

5 （略）

(1) 家屋を新築した場合は、その家屋について最初に使用又は譲渡が行われた日をもって家屋の取得とみなし、その家屋の所有者又は譲受人が取得者となります。ただし、家屋が新築されてから6月を経過してもなおその家屋について使用又は譲渡が行われないときは、その6月を経過した日をもって家屋の取得とみなし、その家屋の所有者が取得者となります。

（ただし、平成32年3月31日までに住宅が新築された場合は、一定の条件を満たす場合には6月が1年になります。）

(2)―(5) （略）

6―10 （略）

付表 （略）

様式第48号の8 (第27条の2 関係)

| | | |
|---|----------|-----|
| | | (略) |
| (略) | | (略) |
| 不動産取得税 | 減額 還付 | 申請書 |
| (略) | | (略) |
| (略) | | (略) |
| (注) 1 (略) | | |
| 2 <u>耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に当該住宅に耐震改修を行ったことが分かる書類及び耐震基準に適合することを証する書類を添付してください。</u> | | |
| 備考 (略) | | |

様式第48号の15 (第27条の2 関係)

| | | |
|---|--------------|-----|
| | | (略) |
| (略) | | (略) |
| 不動産取得税 | 納税義務免除 還付 | 申請書 |
| (略) | | (略) |
| (略) | | (略) |
| 農地中間管理機構が当該土地を売り渡し、若しくは交換し、又は農地所有適格法人に対し現物出資した年月日 | (略) | |
| 農地中間管理機構が当該土地を売り渡し、若しくは交換した者又は現物出資した農地所有適格法人 | (略) | |
| (略) | (略) | |
| (注) (略) | | |
| 備考 (略) | | |

様式第48号の8 (第27条の2 関係)

| | | |
|--------------------------------------|----------|-----|
| | | (略) |
| (略) | | (略) |
| 不動産取得税 | 減額 還付 | 申請書 |
| (略) | | (略) |
| (略) | | (略) |
| (注) 1 (略) | | |
| 2 <u>耐震基準に適合することを証する書類を添付してください。</u> | | |
| 備考 (略) | | |

様式第48号の15 (第27条の2 関係)

| | | |
|---|--------------|-----|
| | | (略) |
| (略) | | (略) |
| 不動産取得税 | 納税義務免除 還付 | 申請書 |
| (略) | | (略) |
| (略) | | (略) |
| 農地利用集積円滑化団体等が当該土地を売り渡し、若しくは交換し、又は農地所有適格法人に対し現物出資した年月日 | (略) | |
| 農地利用集積円滑化団体等が当該土地を売り渡し、若しくは交換した者又は現物出資した農地所有適格法人 | (略) | |
| (略) | (略) | |
| (注) (略) | | |
| 備考 (略) | | |

様式第48号の18（第27条の2関係）

（表） （略）

（裏）

- （注） 1 （略）
2 法第73条の24第1項第1号の適用がある場合には、この土地を取得した日から2年（平成11年4月1日から令和4年3月31日までの土地の取得については3年。ただし、平成16年4月1日から令和4年3月31日までの取得で一定の要件に該当する場合は4年）以内にこの土地の上に住宅を新築することを証する書類を添付してください。

3—5 （略）

備考 （略）

様式第48号の18（第27条の2関係）

（表） （略）

（裏）

- （注） 1 （略）
2 法第73条の24第1項第1号の適用がある場合には、この土地を取得した日から2年（平成11年4月1日から平成32年3月31日までの土地の取得については3年。ただし、平成16年4月1日から平成32年3月31日までの取得で一定の要件に該当する場合は4年）以内にこの土地の上に住宅を新築することを証する書類を添付してください。

3—5 （略）

備考 （略）

様式第48号の28 (第27条の2 関係)

| | | |
|-----------------------------|---|-----|
| | | (略) |
| (略) 不動産取得税徴収猶予申告書 (略) | | |
| (略) | <u>農地中間管理機構</u> が当該土地を売り渡し、若しくは交換し、又は農地所有適格法人に対し現物出資しようとする年月日 | (略) |
| | <u>農地中間管理機構</u> が当該土地を売り渡し、若しくは交換しようとする者又は現物出資しようとする農地所有適格法人 | (略) |
| | | (略) |
| | (略) | |

(注) 1 (略)
 2 農地中間管理機構がこの土地の取得の日から5年以内に農地売買事業を実施する場合には、この土地を売り渡し、若しくは交換することを証する書面を、農地所有適格法人出資有成事業を実施する場合には、農地所有適格法人に対し現物出資することを証する書面を、それぞれ添付してください。

備考 (略)

様式第48号の28 (第27条の2 関係)

| | | |
|-----------------------------|---|-----|
| | | (略) |
| (略) 不動産取得税徴収猶予申告書 (略) | | |
| (略) | <u>農地利用集積円滑化団体等</u> が当該土地を売り渡し、若しくは交換し、又は農地所有適格法人に対し現物出資しようとする年月日 | (略) |
| | <u>農地利用集積円滑化団体等</u> が当該土地を売り渡し、若しくは交換しようとする者又は現物出資しようとする農地所有適格法人 | (略) |
| | | (略) |
| | (略) | |

(注) 1 (略)
 2 農地利用集積円滑化団体等がこの土地の取得の日から5年以内に農地売買等事業を実施する場合には、この土地を売り渡し、若しくは交換することを証する書面を、農地所有適格法人出資有成事業を実施する場合には、農地所有適格法人に対し現物出資することを証する書面を、それぞれ添付してください。

備考 (略)

様式第51号（第29条関係）

| | | |
|------------------|---|-----|
| (略) | | |
| 不動産取得税減額通知書 | | |
| (略) | | |
| (略) | | |
| 主 構 造 部 | (1) (略) | (略) |
| | (2) 主体構造部に属する部分に 対応する課税標準の <u>価額</u> | (略) |
| 附 設 備 | (3) (略) | (略) |
| | (4) 附帯設備に属する部分に 対応する課税標準の <u>価額</u> | (略) |
| (略) | | |
| (注) (略) | | |
| 備考 (略) | | |

様式第51号の12（第29条関係）

| | | |
|---|--|-----|
| (略) | | |
| 不動産取得税納税義務免除通知書 | | |
| (略) | | |
| (略) | | |
| 農地中間管理機構が当該土地を売り渡し、 若しくは交換し、又は農地所有適格法人 に対し現物出資した年月日 | | (略) |
| (略) | | |
| (注) (略) | | |
| 備考 (略) | | |

様式第51号（第29条関係）

| | | |
|------------------|---|-----|
| (略) | | |
| 不動産取得税減額通知書 | | |
| (略) | | |
| (略) | | |
| 主 構 造 部 | (1) (略) | (略) |
| | (2) 主体構造部に属する部分に 対応する課税標準の <u>価格</u> | (略) |
| 附 設 備 | (3) (略) | (略) |
| | (4) 附帯設備に属する部分に 対応する課税標準の <u>価格</u> | (略) |
| (略) | | |
| (注) (略) | | |
| 備考 (略) | | |

様式第51号の12（第29条関係）

| | | |
|---|--|-----|
| (略) | | |
| 不動産取得税納税義務免除通知書 | | |
| (略) | | |
| (略) | | |
| 農地利用集積円滑化団体等が当該土地を 売り渡し、若しくは交換し、又は農地所 有適格法人に対し現物出資した年月日 | | (略) |
| (略) | | |
| (注) (略) | | |
| 備考 (略) | | |

様式第52号（第30条関係）

| | | |
|---|-------|-----|
| (略) 不動産取得税の徴収猶予通知書 (略) | | |
| (略) | | (略) |
| 年 月 日までに納 付すべき税額 ②—① | (略) | |
| 賦 課 番 号 | _____ | |
| (略) | | |
| <p>(注) (略)</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A列4</u>とする。</p> | | |

様式第52号（第30条関係）

| | | |
|--|-------|-----|
| (略) 不動産取得税の徴収猶予通知書 (略) | | |
| (略) | | (略) |
| 年 月 日までに納 付すべき税額 ②—① | (略) | |
| 賦 課 番 号 | _____ | |
| (略) | | |
| <p>(注) (略)</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A列4</u>とし、<u>広島県税事務取扱規則別記様式第105号</u>と複写式に印刷する。</p> | | |

(広島県税事務取扱規則の一部改正)

第二条 広島県税事務取扱規則(昭和三十五年広島県規則第九十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第42号の3 (第8条, 第11条関係)

| | | | | |
|--------------------------------|-----|---------------------------------|-----|-----|
| 不動産取得税再調査決定決議書(附帯設備に属する部分の取得分) | | | | |
| | | (略) | | |
| (略) | | | | |
| (略) | | | | |
| (略) | | | | |
| (略) | | | | |
| 主 構 造 部 | (1) | (略) | (略) | |
| | (2) | 主体構造部に属する部分に対応する課税標準の <u>価額</u> | | (略) |
| 附 設 帯 備 | (3) | (略) | | (略) |
| | (4) | 附帯設備に属する部分に対応する課税標準の <u>価額</u> | | (略) |
| (略) | | | | |
| 備考 (略) | | | | |

改正前

様式第42号の3 (第8条, 第11条関係)

| | | | | |
|--------------------------------|-----|---------------------------------|-----|-----|
| 不動産取得税再調査決定決議書(附帯設備に属する部分の取得分) | | | | |
| | | (略) | | |
| (略) | | | | |
| (略) | | | | |
| (略) | | | | |
| (略) | | | | |
| 主 構 造 部 | (1) | (略) | (略) | |
| | (2) | 主体構造部に属する部分に対応する課税標準の <u>価格</u> | | (略) |
| 附 設 帯 備 | (3) | (略) | | (略) |
| | (4) | 附帯設備に属する部分に対応する課税標準の <u>価格</u> | | (略) |
| (略) | | | | |
| 備考 (略) | | | | |

様式第42号の9（第8条，第11条関係）

| | | |
|---|-----|-----|
| 不動産取得税再調査決定決議書（農地売買事業又は農地所有適格法人出資育成事業に係る農地の取得分） | | |
| | | (略) |
| (略) | | |
| (略) | | |
| (略) | | |
| (略) | | (略) |
| 農地中間管理機構が当該土地を売り渡し，若しくは交換し，又は農地所有適格法人に対し現物出資した年月日 | (略) | |
| (略) | | |
| 備考 (略) | | |

様式第42号の9（第8条，第11条関係）

| | | |
|---|-----|-----|
| 不動産取得税再調査決定決議書（農地売買等事業又は農地所有適格法人出資育成事業に係る農地の取得分） | | |
| | | (略) |
| (略) | | |
| (略) | | |
| (略) | | |
| (略) | | (略) |
| 農地利用集積円滑化団体等が当該土地を売り渡し，若しくは交換し，又は農地所有適格法人に対し現物出資した年月日 | (略) | |
| (略) | | |
| 備考 (略) | | |

様式第55号 (第10条関係)

| | |
|-----------------|-------|
| 賦課番号 | _____ |
| 特別徴収義務者 登録番号 | _____ |
| 納税者登録番号 | _____ |

産 業 廃 棄 物 埋 立 税
課 税 原 簿

(略)

(略)

(略)

備考 (略)

付表 (略)

様式第55号 (第10条関係)

| | | |
|------|---------|-------|
| 賦課番号 | _____ | _____ |
| 登録番号 | 特別徴収義務者 | _____ |
| | 納税者 | _____ |

産 業 廃 棄 物 埋 立 税
課 税 原 簿

(略)

(略)

(略)

備考 (略)

付表 (略)

別記様式第六十七号を次のように改める。

法人 県民税 事業税 ・ 特別法人事業税 みなす申告決議書

所在地

| | | |
|-----|--|-----|
| 決裁者 | | 担当者 |
| | | |

法人名

様

| | |
|-------|-------|
| 起案年月日 | 年 月 日 |
| 調定年月日 | 年 月 日 |

| | |
|-------|---------|
| 県 税 | 管 理 番 号 |
| | |
| 決議年月日 | 年 月 日 |

事業年度又は連結事業年度 年 月 日から 年 月 日まで

| 事 業 税 | | 県 民 税 | |
|---------------------------------|------------------------|-------------------------------|-------------------|
| 前事業年度の事業税額 ⑦ | 円 | 前事業年度又は前連結 事業年度の法人税割額 ① | 円 |
| 月 数 換 算 (前事業年度の月数) ⑧ | $\frac{6}{()}$ | 月数換算(前事業年度又は 前連結事業年度の月数) ② | $\frac{6}{()}$ |
| 所得割 | 前事業年度の所得割額 ⑨ | 納付すべき法人税割額 ①×② ③ | 円 |
| | 納付すべき所得割額 ⑨×⑧ ⑩ | 均 等 割 | 事務所等を有していた月数 ④ |
| 付加価値割 | 前事業年度の付加価値割額 ⑪ | 納付すべき均等割額 円×④/12 ⑤ | 円 |
| | 納付すべき付加価値割額 ⑪×⑧ ⑫ | 納付すべき県民税額 ③+⑤ ⑥ | 円 |
| 資本割 | 前事業年度の資本割額 ⑬ | | |
| | 納付すべき資本割額 ⑬×⑧ ⑭ | | |
| 収入割 | 前事業年度の収入割額 ⑮ | | |
| | 納付すべき収入割額 ⑮×⑧ ⑯ | | |
| 特別法人 事業税 | 前事業年度の特別法人事業税額 ⑰ | | |
| | 納付すべき特別法人事業税額 ⑰×⑧ ⑱ | | |
| 納付すべき事業税額及び特別法人事業税額 ⑩+⑫+⑭+⑯+⑱ ⑲ | | 納付すべき合計税額 ⑥+⑲ ⑳ | 円 |

| | | | | |
|--|--|--|---|--|
| 県 民 税 ① 欄 の 算 出 基 礎 | 法人税法の規定によって計算した法人税額のうち使途秘匿金税額等 | ⑳ | | |
| | 課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額 | ㉑ | | |
| | 分割法人における課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額 | ㉒ | | |
| | 法人税割額 | $㉑ \text{ 又は } ㉒ \times \frac{\quad}{100}$ | ㉓ | |
| | 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 | ㉔ | | |
| | 外国の法人税額等の額の控除額 | ㉕ | | |
| | 仮装経理に基づく法人税割額の控除額 | ㉖ | | |
| | 利子割額の控除額 | ㉗ | | |
| | 租税条約の実施に係る法人税額の控除額 | ㉘ | | |
| | 納付すべき法人税割額 | ㉙ | | |
| ⑳のうち使途秘匿金税額等に係る法人税額 | 非分割法人 | $㉙ \times \frac{\quad}{100}$ | ㉚ | |
| | 分割法人 | $㉙ \times \frac{㉙}{㉚}$ | | |
| 差引法人税割額 | $㉙ - ㉚$ | ㉛ | | |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第七十一号を次のように改める。

様式第71号（第11条関係）

産業廃棄物埋立税更正・決定決議書兼調査書

| 決裁者 | | | 担当者 | 調定年月日 | 最終処分場の名称 | | 氏名(名称) | | 県税 | 賦課番号 | | | |
|------|-----|-------------|---------------|---------------|-----------|-------------|---------------|---------------|-----------|---------------|-----------|-----------|-----------|
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 決議年月日 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 実績年月 | 処理別 | 申告(既往)額 | | | | 調査(更正・決定)額 | | | | 差引増減額 | | 加算金 | |
| | | 搬入量 (トン) | 課税免除分 (トン) | 課税標準量 (トン) | 税額 (円) | 搬入量 (トン) | 課税免除分 (トン) | 課税標準量 (トン) | 税額 (円) | 課税標準量 (トン) | 税額 (円) | 加算金 種類 | 金額 (円) |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第83号（第13条関係）

その1—その3 （略）

| | |
|-------------------|-----|
| その4 | |
| (略) | |
| (略) | |
| (証紙収入・証紙代金収納計器収入) | |
| (略) | |
| (現金出納検査調書の額) | |
| (略) | |
| (略) | |
| 特別法人事業譲与税 | (略) |
| (略) | |
| 備考 (略) | |

その5 （略）

改正前

様式第83号（第13条関係）

その1—その3 （略）

| | |
|-------------------|-----|
| その4 | |
| (略) | |
| (略) | |
| (証紙収入・証紙代金収納計器収入) | |
| (略) | |
| (現金出納検査調書の額) | |
| (略) | |
| (略) | |
| 地方法人特別譲与税 | (略) |
| (略) | |
| 備考 (略) | |

その5 （略）

様式第105号（第15条関係）

| | | | | | | | | |
|-----------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 不動産取得税徴収猶予決議書 | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | | |
| (略) | | | | | | | | |
| (略) | | (略) | | | | | | |
| 年 | 月 | | | | | | 日まで | (略) |
| に納付すべき税額 | | | | | | | ②—① | |
| 賦 | 課 | | | | | | 番 | 号 |
| (略) | | | | | | | | |
| 備考 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A列4</u> とする。 | | | | | | | | |

様式第105号（第15条関係）

| | | | | | | | | |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 不動産取得税徴収猶予決議書 | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | | |
| (略) | | | | | | | | |
| (略) | | (略) | | | | | | |
| 年 | 月 | | | | | | 日まで | (略) |
| に納付すべき税額 | | | | | | | ②—① | |
| 賦 | 課 | | | | | | 番 | 号 |
| (略) | | | | | | | | |
| 備考 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A列4</u> とし、 <u>県税規則別記様式第52号</u> と複写式に印刷する。 | | | | | | | | |

別記様式第百六号の二を次のように改める。

様式第106号の2 (第15条関係)

| | | | | | | | | |
|----------------------------------|--------------------------------|---------|--|-----------------------------|-------------------------|------------------|--------------------|------------------|
| 決裁者 | | | | 産業廃棄物埋立税徴収猶予決議書 | | | | |
| | | ※ | | 県 税 コード | 賦 課 番 号 | 始 期 | 終 期 | 証券 受託 |
| 申 請 者 | 住 所 (所 在 地) | | | 起 案 年 月 日 | | | 担 当 者 | |
| | 氏 名 〔 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名 〕 | | | | | | | |
| 最 終 処 分 場 の 所 在 地 及 び 電 話 番 号 | | | | 決 裁 年 月 日 | | 公 印 の 押 印 承 認 | 施 行 年 月 日 | 担 保 物 件 整 理 簿 |
| 最 終 処 分 場 の 名 称 | | | | | | | | |
| 産業廃棄物埋立税について、次のとおり徴収猶予する。 | | | | | | | | |
| 年 月 日 | | | | | | | | |
| 徴 収 猶 予 す る 税 額 | | | | | | | | |
| 年 月 分 | | 年 月 分 | | 年 月 分 | | 合 計 | | |
| | | | | | | | | |
| 納 入 の 内 訳 | | | | 課 税 標 準 量 及 び 売 掛 金 等 の 状 況 | | | | |
| 実績年月 | 納入年月日 | 納 入 金 額 | | 課税標準量 | 左 の うち 売 掛 分 金 額 件 数 | | 徴収猶予を受け ようとする期間 | 担 保 の 提 供 |
| | | | | | | | ・ ・ から ・ ・ まで | 有・無 |
| | | | | 納 税 担 保 状 況 | | | | |
| | | | | 担保提供 年月日 | 種 類 | 数 量 | 価 格 | 所 在 |
| | | | | | | | | 保 管 所 |
| | | | | | | | | 保 証 人 住所 氏名 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | 供託書の正本等 の提供年月日 | | 年 月 日 | | 供託の 場 所 |

(注) 1 徴収猶予に係る税額について証券を受託し、再委託銀行に再委託している場合は「証券受託」欄に「受託」と記入する。

2 「納入の内訳」欄は、分割納入の期限ごとに内訳を記入する。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とし、埋立税規則別記様式第8号及び第21号と複写式に印刷する。

(広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則の一部改正)

第三条 広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則(平成十五年広島県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第三号までの様式中「平成 年 月 日」を「平成 年 月 日」に改める。

別記様式第四号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「平成 年 月分」を「 年 月分」に改める。

別記様式第五号及び別記様式第七号の様式中「平成 年 月 日」を「平成 年 月 日」に改める。

別記様式第八号を次のように改める。

| | ※ | 県 税 コード | 賦 課 番 号 | 始 期 | 終 期 | 証券 受託 | | | | |
|--|-------------------------|------------|-------------------|-----------------------------|-----|------------------|------------|------------|-------|-----|
| 広島県知事様 | | | | | | | | | | |
| 申 請 者 | 住 所 (所在地) | | 受 付 印 | | | | | | | |
| | 氏 名 (名称及び 代表者の氏名) | | | | | | | | | |
| | (印) | | | | | | | | | |
| 最終処分場の所在地 及び電話番号 | | | | | | | | | | |
| 最終処分場の名称 | | | | | | | | | | |
| 産業廃棄物埋立税について、広島県産業廃棄物埋立税条例第11条の規定により次のとおり徴収猶予を申請します。 | | | | | | | | | | |
| 年 月 日 | | | | | | | | | | |
| 徴 収 猶 予 を 受 け よ う と す る 税 額 | | | | | | | | | | |
| 年 月 分 | | 年 月 分 | | 年 月 分 | | 合 計 | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 納 入 の 内 訳 | | | | 課 税 標 準 量 及 び 売 掛 金 等 の 状 況 | | | | | | |
| 実績年月 | 納入年月日 | 納 入 金 額 | 課税標準量 | 左のうち売掛分 | | 徴収猶予を受けようとする期間 | 担保の提供 | | | |
| | | | | 金 額 | 件 数 | | | | | |
| | | | | | | ・ ・ から ・ ・ まで | 有・無 | | | |
| 納 税 担 保 状 況 | | | | | | | | | | |
| | | | 担保提供 年月日 | 種 類 | 数 量 | 価 格 | 所 在 | 保 管 場 所 | 保 証 人 | |
| | | | | | | | | | 住 所 | 氏 名 |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | 供託書の正本等の 提供年月日 | 年 月 日 | | | 供託の 場 所 | | | |

(注) 1 ※印欄は、記入しないでください。
 2 この申請書には、納期限までに回収することができなかった売掛金の計算書その他の証拠書類を添付してください。
 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とし、別記様式第21号及び事務取扱規則別記様式第106号の2と複写式に印刷する。

別記様式第九号から別記様式第十一号までの様式中「平成 年 月 日」を「
年 月 日」に改める。

別記様式第十二号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。
「平成 年 月分」を「 年 月分」に改める。

別記様式第十三号を次のように改める。

別記様式第十四号から別記様式第二十号までの様式中「 」
「 」 」に改める。
別記様式第二十一号を次のように改める。

別記様式第二十二号から別記様式第三十五号までの様式中「~~五~~」を「~~五~~」に改める。

(地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部改正)

第四条 地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則（平成二十七年広島県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

別記様式第1号(第3条関係)

別記様式第1号(第3条関係)

年 月 日

広島県 県税事務所長様

申 請 者
住 所
(所 在 地)

氏 名 (印)
〔名称及び代
表者の氏名〕

地方活力向上地域における県税の課税免除 申請書
不均一課税

(略)

平成 年 月 日

広島県 県税事務所長様

申 請 者
住 所
(所 在 地)

氏 名 (印)
〔名称及び代
表者の氏名〕

地方活力向上地域における県税の課税免除 申請書
不均一課税

(略)

| | | | | |
|---------------------|----------------------------------|--------------------|-----------|-----|
| 税目 | 年 度 | 事業年度又は年 | (略) | (略) |
| (略) | 年度 | 年 月 日から 年 月 日まで | (略) | (略) |
| (略) | | (略) | | |
| 新設・増設した設備 に関する明細 | (略) | (略) | | |
| | 設備を事業の用に 供した年月日 | 年 月 日 | | |
| | 地域再生法第17条 の2第3項の認定を 受けた年月日 | 年 月 日 | | |
| | (略) | (略) | | |
| 土 地 | (略) | (略) | 取 得 年 月 日 | (略) |
| | (略) | (略) | 年 月 日 | (略) |
| (略) | | | | |

| | | | | |
|---------------------|----------------------------------|--------------------------|-----------|-----|
| 税目 | 年 度 | 事業年度又は年 | (略) | (略) |
| (略) | 平成 年度 | 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで | (略) | (略) |
| (略) | | (略) | | |
| 新設・増設した設備 に関する明細 | (略) | (略) | | |
| | 設備を事業の用に 供した年月日 | 平成 年 月 日 | | |
| | 地域再生法第17条 の2第3項の認定を 受けた年月日 | 平成 年 月 日 | | |
| | (略) | (略) | | |
| 土 地 | (略) | (略) | 取 得 年 月 日 | (略) |
| | (略) | (略) | 平成 年 月 日 | (略) |
| (略) | | | | |

(注) 1 (略)
2 「中小事業者, 中小企業者又は中小連結法人の判定」欄には, 租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者, 同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人である場合は「該当する」を, それ以外の法人の場合は「該当しない」を○で囲んでください。
3 (略)
備考 (略)

(注) 1 (略)
2 「中小事業者, 中小企業者又は中小連結法人の判定」欄には, 租税特別措置法第10条第8項第5号に規定する中小事業者, 同法第42条の4第8項第6号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第5号に規定する中小連結法人である場合は「該当する」を, それ以外の法人の場合は「該当しない」を○で囲んでください。
3 (略)
備考 (略)

別記様式第二号及び別記様式第三号中「イ」イ ロ ハを「ニ」イ
ロ ハ」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
(旧様式による用紙に関する経過措置)
- 2 この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の各規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。